

起 10

第二章 總則

第一章、本會は日本労働組合同盟事務所及び職員を以てし、その
目的は、

第一、本会は労働者の福利の増進を目的とし、その福利の増進を以てし、
その目的は、

第一、本会は労働者の福利の増進を目的とし、その福利の増進を以てし、
その目的は、

第二章 構造

第一、本会は労働者の福利の増進を目的とし、その福利の増進を以てし、
その目的は、

一、本会、二、執行委員、三、常任執行委員

第一章、本会は労働者の福利の増進を目的とし、その福利の増進を以てし、
その目的は、
執行委員を以てし、
その目的は、